



各 位

平成 27 年 6 月 18 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings  
代 表 者 代表取締役 宮嶋 淳  
JASDAQコード・6636)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗  
電 話 03 - 3449 - 3939

(訂正)『スーパーソルガム糖液に関するインドネシアにおける「ハラール認証」登録申請  
についての知らせ』に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせに関する一  
部訂正について

当社が平成 27 年 6 月 15 日に公表しました【『スーパーソルガム糖液に関するインドネシ  
アにおける「ハラール認証」登録申請についての知らせ』に関する社内調査委員会からの  
調査報告書受領のお知らせ】につきまして、添付された社内調査委員会報告書が最終校正  
前のものでしたので、校正後の報告書に訂正してお詫びいたします。

訂正箇所につきましては、下線\_\_\_\_\_を付してあります。

訂正箇所①

<目次>

第 4 .問題点と今後の改善策のページ番号

【訂正前】

第 4 .問題点と今後の改善策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【訂正後】

第 4 .問題点と今後の改善策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 訂正箇所②

### 第2. 当委員会が認定した事実

#### 【訂正前】

5. PANEN は、同年5月に、インドネシア、パスルアンに所在する製糖研究所（Sugar Research Institute。以下「製糖研究所」という。）の畑とBP設備を使用してスーパーソルガムの栽培を開始し、CPテスト用糖液を供給することとしていたが、当該CPテスト用糖液の供給時期については、PANENが当初PTAIに連絡をしていた時期からPANENにより複数回延期された。

#### 【訂正後】

5. PANEN は、同年5月に、インドネシア、パスルアンに所在する製糖研究所（Sugar Research Institute。以下「製糖研究所」という。）の畑とBP設備を使用してスーパーソルガムの栽培を開始し、CPテスト用糖液を供給することとしていたが、当該CPテスト用糖液の供給時期については、PANENが当初PTAIに連絡をしていた時期からPANENにより9月、11月、12月と度々延期された。

## 訂正箇所③

### 第2. 当委員会が認定した事実

#### 【訂正前】

10. 上記9.の後、B氏からPTAIの担当者に対して、9月、11月、12月と度々、CPテスト用糖液の売買契約を締結するよう依頼がなされたことから、平成27年2月6日、PTAIの担当者より、同氏に対して、新規取引に当たり、以下の手続きを踏む必要があるとの内容の電子メールが送付された。
- ① PANENがPTAIに対して新規取引に必要な情報（会社情報）を提供する。
  - ② Halalの認証を確認する（認証を取得する主体については記載なし）。
  - ③ PANENがスーパーソルガム糖液のラボサンプルをPTAIに送付し品質の振れを確認する。
  - ④ PTAIのコマーシャルプラントでテストを行いテストの承認を得る。
  - ⑤ PANENがPTAIに対してスーパーソルガム糖液の見積書を発行し、価格について協議する。
  - ⑥ PANENとPTAIの間で合意が成立した後、PTAIがPurchase Orderを発行し、PANENがPTAIに対してテスト品を納品する。
  - ⑦ コマーシャルプラントでのテストの結果から使用可能な原料であることが示されれば、製品の生産に使用する承認を得る。
  - ⑧ PTAIがPurchase Orderを発行する。

【訂正後】

10. 上記9. の後、B氏からPTAIの担当者に対して、CPテスト用糖液の売買契約を締結するよう依頼がなされたことから、平成27年2月6日、PTAIの担当者より、同氏に対して、新規取引に当たり、以下の手続きを踏む必要があるとの内容の電子メールが送付された。
- ① PANENがPTAIに対して新規取引に必要な情報（会社情報）を提供する。
  - ② Halalの認証を確認する。
  - ③ PANENがスーパーソルガム糖液のラボサンプルをPTAIに送付し、ラボ評価を行い品質を確認する。
  - ④ ③の評価を受けて、PTAIが、CPテストを行うことの社内承認を得る。
  - ⑤ PANENがPTAIに対して見積書を発行する。
  - ⑥ PANENとPTAIの間で合意が成立した後、PTAIがPurchase Orderを発行し、PANENがPTAIに対してCPテストで使用するスーパーソルガム液糖を納品する。
  - ⑦ CPテストの結果から使用可能な原料であることが示されれば、製品の生産に使用する承認を得る。
  - ⑧ PTAIがPurchase Orderを発行し、通常取引を行う。

訂正箇所④

第2. 当委員会が認定した事実

【訂正前】

15. B氏は、同年2月23日に、「スーパーソルガムを原料とした糖液及び関連食品の「ハラール認証」取得に関するお知らせ」と題するリリースのドラフト（「Halal認証」と題するワードファイル）を作成し、A氏、F氏、C氏及びG氏に対して、「Halal認証」と題する電子メールにて送付した（その内容は別紙1の通り）。

なお、当該リリースは、以下の点で、本件PRの最終的な内容と相違していた。

- ① 「当社は人口の9割がイスラム教徒であるインドネシアにおいて、イスラム法（シャリア法）に基づく「ハラール認証」を取得いたしましたのでお知らせいたします。」と記載され、当社がハラール認証を「取得」したという内容となっていること。
- ② 「この度世界最大のイスラム教国であるインドネシアにおいて「ハラール認証」を取得できたことで、2015年3月中旬より味の素株式会社のインドネシア現地子会社であるPT. AJINEXINTERNATIONALへスーパーソルガムを原料とした糖液の販売を開始いたします」と記載され、PTAIへの販売を開始すると明言しているうえ、  
「味の素株式会社」の名称に言及していること

【訂正後】

15. B氏は、同年2月23日に、「スーパーソルガムを原料とした糖液及び関連食品の「ハラール認証」取得に関するお知らせ」と題するリリースのドラフト（「Halal 認証」と題するワードファイル）を作成し、A氏、F氏、C氏及びG氏に対して、「Halal 認証」と題する電子メールにて送付した（その内容は別紙1の通り。）。

なお、当該リリースは、以下の点で、本件PRの最終的な内容と相違していた。

- ① 「当社は人口の9割がイスラム教徒であるインドネシアにおいて、イスラム法（シャリア法）に基づく「ハラール認証」を取得いたしましたのでお知らせいたします。」と記載され、当社がハラール認証を「取得」したという内容となっていること。
- ② 「この度世界最大のイスラム教国であるインドネシアにおいて「ハラール認証」を取得できたことで、2015年3月中旬より味の素株式会社のインドネシア現地子会社であるPT. AJINEXINTERNATIONALへスーパーソルガムを原料とした糖液の販売を開始いたします」と記載され、PTAIへの販売を開始すると明言していること。

訂正箇所⑤

（別紙1から9）

【訂正前】

代表者 代表取締役 A 淳  
問合せ先 取締役管理部長 C 麗

【訂正後】

代表者 代表取締役 宮嶋 淳  
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗

以 上